

児童虐待と現代社会

大 村 絢

目次

はじめに

1. 児童虐待とは何か
 1. 1 日本の現状
 1. 2 児童虐待の定義
 1. 3 しつけと虐待
 1. 4 虐待の要因

2. 児童虐待への対処
 2. 1 虐待の未然防止
 2. 1. 1 行政の取り組み
 2. 2 虐待の発見と通告
 2. 2. 1 児童相談所
 2. 3 通告後
 2. 3. 1 里親制度
 2. 3. 2 自立援助ホーム

3. 子どもへの影響
 3. 1 身体面への影響
 3. 2 心理面への影響
 3. 3 行動面への影響

4. 児童虐待防止のために
 4. 1 学校の役割の重要性と改善策
 4. 2 これからの支援のあり方

おわりに

参考文献

図表

はじめに

連日テレビや新聞で児童虐待の事件が報道されている。なぜ我が子を虐待なんてできるのだろうか、かわいそう、信じられない。ニュースを聞いた人はそんな感想を持つだろう。しかしそれは自分とは関係のない世界の出来事。数分後にはぼんやりとした記憶となってやがて忘れ去られてしまうのではないだろうか。しかし、その捉え方こそ虐待を容認する社会が形成される一助となっていることを私たちは知らなければならない。児童虐待の発生は常に社会と密接に関わり、その発見もまた地域社会のすべての人々の目にかかっているのである。

虐待は子どもを虐待する親から引き離せば終わる問題ではない、ということもあまり知られていないように思う。虐待によって受けた身体的な傷は時間とともに治癒するが、虐待によって受けた心のダメージは一生消えるものではなく、破壊された人格はその後の人生に様々な影響を及ぼし続ける。また、施設に保護されて育った子どもは社会的にも重大な不利益を被ることになる。社会のひずみは巡り巡って一番弱い立場にある者のところへ向かうと聞いたことがあるが、虐待はその最たる例のひとつではないかと思う。この論文を通じて、児童虐待の発生を食い止め、未然に防止するためにはどうしたらいいかを考察したい。

1. 児童虐待とはなにか

1. 1 日本の現状

厚生労働省は、全国の児童相談所が受け付けた虐待相談に関する統計を 1990 年度からとっている。(図 1-1-1) これによると、2007 年度の相談件数は 40618 件にのぼり、1990 年の約 40 倍近くに増加している。これは虐待問題に対する社会的関心が高まった結果、以前なら見過ごされていたものが通告されやすくなったことが大きな原因だといえるだろうが、現代において、虐待そのものや、虐待予備軍ともいえる子育て不安を抱える親が増えていることも調査研究により明らかになっている。これについては後述したい。

実際の発生件数は年間約 35000 件とされている。これだけでも十分多いように思われるが、このデータは関係機関が関わった件数をもとしたものであり、機関が関与していないケースは考慮されていない。社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の 2008 年の報告書によると、2006 年に発生した虐待における死亡事件 52 件(61 人)のうち、関係機関が全く関わっていなかったケースが、全体の 1 割を占めていることが明らかになっている。このように、死にいたるような虐待でさえ関係機関が全く関わっていないことも多いということは、中軽度の虐待では潜在的な件数は未知数であるということがいえるだろう。

1. 2 児童虐待の定義

そもそも児童虐待とは何なのか。何を持って児童虐待とするのかは大変難しい。そのことが児童虐待への対応を困難にしている大きな要因の一つになっているともいえる。2000年に成立した児童虐待法の第二条に児童虐待が定義されている。

「児童虐待とは、保護者がその監視する児童(18歳に満たないものをいう。)に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（ネグレクト）
- 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）

つまり児童虐待とは、保護者が、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つの類型にあたる行為を子どもに行うことをいう。

身体的虐待

虐待のなかでもっとも多いのは身体的虐待である。しかし、身体的虐待としつけは時に同一視されることもある。しつけと虐待については後述したい。

性的虐待

性的虐待は、他の虐待と比べて発見そのものが大変難しいという特徴がある。身体的虐待と違って具体的証拠も示せない場合が多く、対応には困難さがつきまとう。こうした要因もあり、日本全体の虐待件数に対する性的虐待の比率は他の虐待よりも低くなっているが、潜在的な件数は未知数であるといえるだろう。

ネグレクト

厚生労働省の「子ども虐待の手引き」によると、ネグレクトの例として、

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている
- ・子どもにとって必要な情緒的要求に応えていない
- ・食事・衣服・住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢などが挙げられている。

虐待のうち身体的虐待に次いで多いのがネグレクトである。しかし、身体的虐待と同様、ネグレクトについてもどこからがネグレクトかという境界は曖昧であり、例えば、同じ行為でも年齢によってはそれが虐待にあたる場合とそうでない場合がある。各事例が虐待にあたるかという判断は難しい場合も多い。

心理的虐待

「子ども虐待対応の手引き」によると、心理的虐待とは、

- ・言葉による脅かし・脅迫など
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- ・他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする
- ・子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう

などが例として挙げられている。ドメスティックバイオレンス（DV）に対する社会的関心の高まりをうけ、DVが児童虐待であることが明示されている。DVについては後述する。

平成18年度の児童虐待相談の虐待種別内訳調査によると、身体的虐待が最も多く、次いでネグレクト、心理的虐待、性的虐待の相談が多く寄せられている。（図1-2-1）

1. 3 しつけと虐待

しつけと虐待との境界線は非常にあいまいなところも多い。しつけは子育てに必要なものとされているのに対し、虐待は明確に禁じられている行為だ。しつけは子どもの自立を促すが、虐待は逆に子どもの自立を阻害する。しつけと虐待は、本質的には交わるはずのないものであるにも関わらずその区別が難しいといえるだろう。各地方自治体の児童虐待に関するウェブサイトを見ても様々な解釈がされているのが現状である。また、虐待を疑われた親がこれはしつけの一環だと主張するケースや、どう考えても虐待にあたる行為について本気でしつけと考えている親など、しつけは虐待の分析を複雑化させている。しつけである、虐待である、という明確な線引きは不可能であるといってもいいかもしれない。

虐待であるという判断は、児童虐待防止法の定義に基づいて行われるのはもちろんのことだが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境などから総合的に判断されるべきである。つまり、虐待の定義はあくまでも子どもの定義であるべきであり、親の意図とは無関係であるべきだということだ。親がいくら教育熱心であっても、その子をかわいいと思っていなくても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待とするべきだといえる。

1. 4 虐待の要因

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」には、児童虐待の要因について次のように述べられている。「子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題など、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である。」

つまり、児童虐待は社会に極めて直結した問題であり、単なる親子の関係の問題ではないということだ。そして、「構造的な背景」としては、次のように説明されている。

- (1) 多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと

- (2) 生活にストレスなどが積み重なって危機的状況にあること
- (3) 社会的に孤立化し、援助者がいないこと
- (4) 親にとって意に沿わない子（婚姻前の妊娠や障がい児）であること

虐待を生む社会的背景としては、我が国における少子化や核家族化、父親の不在、家族の孤立化、出産までに子どもと関わったことのない母親の増加、育児情報の氾濫などの状況が指摘されている。

生活状況

虐待の発生は、家庭の状況とも大きく関わっている。経済的困難、夫婦の不仲、病気の家族がいるといったストレスを抱える家庭においては、そのことへの対応に追われ怒りや暴力が生じやすい傾向がある。ストレスの中でも、経済的な問題、特に最低水準の生活すら困難な状況に置かれるような貧困状態は、もっとも大きなストレス要因といってよい。日常生活に置いて常に金銭的な心配をしなければならない家庭においては、当然不安がつのり、日常的にイライラしてしまうだろう。夫婦間の些細な出来事が喧嘩や DV につながったり、子育てにおいても、子どもが自分の思い通りにならないときに暴力や暴言等が出てしまうということが起こりやすくなる。また、収入を得るために昼夜のダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされる状況では、子育てに向き合う時間的余裕がなくなる。また、たとえ時間を確保できたとしても、仕事に明け暮れ、肉体的、精神的に疲れ果てた中では、落ち着いて子育てに向き合う精神的余裕がなくなってしまう。その結果、子どもへの愛情を持ちながらも、養育意欲が低下し、客観的にはネグレクトといえる環境につながってしまったり、疲れや不安からくるストレス、イライラが子どもに対して暴力や暴言等で表現されることによって、身体的虐待や心理的虐待につながってしまうということも起こりやすくなる。そのような中で、生活改善への意欲も低下し、ストレスをコントロールする意欲や力も失われ、それが時に虐待につながり、また、虐待をエスカレートさせ継続させてしまうリスクを高める結果となるのである。

貧困と虐待

雇用と所得の側面から見た時、日本の子育て家族の状況は悪化の傾向にあるといえる。失業率の上昇と雇用の不安定化は、格差の拡大やワーキングプアの問題を深刻化させた。完全失業率は 2009 年には戦後最高を記録し、特に若年層の完全失業率は高いものになっている。また、初職が非正規雇用の人割合は 80 年代前半の 14%から 2000 年代前半には 44%に増加している。OECD によれば、日本は先進国中貧困率の高い国であるという。2000 年前後の資料に基づく国際比較では、日本の子ども人口の 14%が貧困線以下の所得水準で生活しており、これは OECD 加盟諸国の平均である 12%よりも高い水準にある。また、日本は母子家庭の就労率の高さにも関わらず、2011 年に発表された母子家庭の貧困率は 57%であり、これは OECD 諸国平均の 30%を大きく超えている。つまり、労働が貧困の脱出の手段になっていないということがいえるだろう。

貧困と虐待は密接に関係している。社会保障審議会児童部会の報告によると、2004 年から 2008 年までの全国の子どもの虐待死亡事例で家族の経済状況が判明した 77 例を検証したところ、うち 39 例が生活保護世帯・非課税世帯で発生したものであった。また東京都福

祉保健局及び兵庫県子ども家庭センターの報告でも、虐待事例の3割から4割が経済的困難を抱えているという報告がされている。このような報告からも貧困家庭で虐待が発生しやすいということが示されている。つまり、子ども虐待と貧困の問題は切り離して考えることのできない問題であり、解決を要するべき社会問題だといえるだろう。

貧困が虐待に結びつく過程は容易に想像できる。家庭生活は、経済的安定、生活管理能力、心身の健康、祖父母や親戚、地域とのつながり等の諸条件が整ってこそ安定したものとなる。しかし、これらの多くが損なわれた家庭は生活が立ち行かなくなる。そこに母子家庭等の条件が重なれば生活は更に困窮してくるだろう。貧困な生活状況の人は、ストレス要因（病気や失業等）に遭遇した場合、限られた経済的な資源しか持ち合わせないために豊かな人比べて解決の方法を見出すことがより難しく、そのストレスにより長く直面していかなければならない。その結果、子どもの養育環境は大きなダメージを受け、子ども虐待が発生しやすい下地が形成される。豊かな家庭にとっては虐待につながらないようなことでも、貧困な家族には虐待行為への可能性を高めてしまう。そのため、社会をあげた取り組みが必要になってくるのはいうまでもないだろう。家庭にリスク要因が生じても容易に生活困窮が生じない環境を維持できるような施策が必要だ。

貧困家庭への支援策

経済的施策

- ・労働条件の改善
- ・柔軟な生活保護の利用を促進
- ・子ども手当・児童扶養手当の拡充等

経済的に安定した家庭の親は様々なサービスを利用する時間的・金銭的な余裕があるが、貧困問題を抱える家庭の親たちの多くは低所得と長時間労働という二重のハンデの中にあり、そうした機会やサービスを利用することが難しい状況にあるため配慮が必要になる。

人事施策

- ・生活支援のための人材派遣
- ・様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者などによる育児・家事の援助または保健士等による具体的な養育に関する指導助言などを訪問により実施
- ・ソーシャルワーカーの充実

児童福祉士や家庭相談員などの福祉専門職その他、学校ソーシャルワーカーの充実も重要である。子どもを含めた援助が必要な人々の代弁機能を持ち、様々な福祉機関をつなぎ有効な援助を形作っていくソーシャルワーカーの増員や充実強化が必要不可欠だ。

日本においてはこれら福祉専門職などのソーシャルワーカーの資格要件や専門性を担保する養成システムも確固たるものはなく、欧米に比べて貧弱な状況である。

少子化

今の親たちは、自分の親世代よりもきょうだい数が少ないことが多い。このことが何を意味しているのかというと、自分以外が育てられる場面を経験することが少なくなり子育ての方法を経験的に学ぶ機会がもてない、近所に子どもが少なく仲間関係を経験できない

といった弊害がある。

図1-1-2は、自分の子どもが産まれるまでに、小さい子に食べさせたり、おむつをかえたりした経験があるかどうかを尋ねたアンケート結果である。そのような経験はなかったと答えた回答は、2003年では1980年よりも15%増加している。出産前に乳幼児と関わったり、自分の親や周囲の人の育児行動を見る機会が少ないのは、親になった時の子どもへの戸惑いや不安をもたらしやすくすることが懸念される。

さらに、親が一人の子どもに目が行き届き過ぎて干渉的になったり過保護になりやすい傾向がある。また、地域の子どもの減少は母親同士が会う機会を少なくし母親の孤立化につながる。核家族の家庭では、夫婦のどちらかに何らかの問題が生じた場合子どもの養育の困難に直結してしまうことになる。身近に子育て経験のある人物が存在しないということは、育児をする上で生じる不安や悩みを気軽に相談できる存在がないということでもある。

父親の不在と家庭の孤立化

都市のサラリーマン家庭においては、夫がいても仕事が多忙で帰宅時間が遅く、母親の話し相手、相談相手になれず、子育ては妻任せということも珍しくない。日本は性別役割分担意識が強く、夫は会社で仕事をし生活費を稼ぐ、妻は家で家事と育児をするという家庭もいまだに多い。専業主婦は家事と育児に専念できると思われがちであるが、一方で孤立しやすい状況にあり、都市部においては隣近所との関係の希薄化が母親の孤立化に拍車をかけている。

日本における虐待事例において、もっとも多くを占める虐待者は実母であり、6割以上を占めている。次いで実父が約2割、実父意外の父が約6%となっている。(図1-2-2)やはり、母親からの虐待が最多である。

原田正文氏らによる兵庫県の研究グループは、2003年の乳幼児健診を受診した保護者を対象に、子育てに関する意識などについてアンケート調査を行った。このアンケートと同様の調査は1980年にも行われており、当時との比較によって現代の子育てに関する意識の変化が明らかになった。

図1-1-3の近所にふだん世話をしたり赤ちゃんの話をしたりする人がいるかどうかを尋ねたアンケート結果によると、いないと答えた回答は、2003年では、1980年の2倍以上になっている。

図1-1-4の育児のことで不安なことがあったかというアンケート結果によると、2003年度では1980年度に比べ「しょっちゅう」「ときどき」と回答した比率が上昇している。また、図1-1-5の育児でいらいらすることが多いですかという質問では、「はい」という回答が大幅に増加し、「いいえ」という回答が極端に減少している。

核家族化、父親の不在、地域間のつながりの希薄化によって母親のストレスが蓄積され、行き場のないストレスや不満が子どもに向けられることによって虐待につながるということは決して珍しいことではない。

DV（ドメスティック・バイオレンス）と虐待

2005年に内閣府が行った調査によると、27%の女性がドメスティック・バイオレンスを

受けたことがあると回答している。DVにはタイプがあり、加害者である父親が母親と子どもに暴力をふるうケース、DVの被害者である母親が無力感やストレスから子どもに暴力をふるうケース、両親が子どもに直接暴力をふるうことはないがDVを子どもの眼前で行うことで心理的なダメージを与えるものの3タイプが考えられる。DVの被害者で、子どもへの虐待があると回答した人は78%のぼるという調査結果もあり、DVと虐待は切り離せない関係にあるといえる。また、母親が父親から激しい暴力を受けるのを日常的に目にすることは子どもにとって耐えがたい苦痛であり、子どもの発育にとって甚大な影響を及ぼすことはいうまでもなく、これは心理的虐待にあたるといっていいただろう。DVが起きている家庭に関わる場合は、子どもにも何らかの被害が及んでいる可能性があることに留意すべきである。

母親自身の問題

虐待は連鎖するということを知ったことがあるかもしれない。これを虐待の世代間伝達という。虐待をする親の多くは、子ども時代に虐待を受けてきたことが少なくないという。日常的な虐待を受けて育った場合、それは暴力を学んでいるのと同じことといえ、自らも日常的に暴力を用いるようになる傾向がある。ネグレクトに関しても、生活リズム、食習慣、価値観、生活上の優先価値の置き方など、様々な面において子どもに大きく影響し、結果として世代を超えて引き継がれる傾向にある。

しかし虐待を受けて育った親のほとんどが必ずしもその子どもに虐待を加えるようになるというわけではなく、その程度は30%程度といわれているが、自分が育てられた経験は習慣として身に付き子への養育に反映されやすい。また、子ども時代に十分な愛情を受けることが出来なかった人は常に満たされなかった愛情を求め、これが子どもとの関係においても表れ、子どもを愛するのではなく子どもに愛してもらおうという思考にいたることもあるという。これを役割逆転といい、この場合思い通りにならない子どもにいら立ち暴力をふるってしまう。自分の子どもとの関わりは、自分の子ども時代を想起させやすいものであり、子ども時代の親との関係や葛藤、不満や怒りが解決していない場合、自分の子どもを育てるにあたってそれらの記憶が刺激され、子どもとの関係の中で再現されることによって虐待に発展する場合もある。つまり、親子関係は親と子の関係だけでなく、親とその親との関係も密接に関わっているのである。

育児情報の氾濫

育児をするにあたって、家族や近隣社会が主な情報源だった時代に対し、現代においては育児情報は様々な媒体から得られるようになっている。しかしその一方で、適切でない情報や混乱した情報に触れる機会も多くなっている。また、先述の育児経験の少なさから子どもへの期待と現実のギャップが生じやすい状況になっているともいえる。コマーシャルで出てくる赤ちゃんは常に笑っており天使のような存在として美化されている。しかし現実の乳児がいつもそうであるとは限らず、若い親は戸惑いを感じ子育ての自信をなくしてしまう。

このように、児童虐待が深刻化している背景は現代の社会のありようと密接に関わって

いる。虐待は病気と同じで放置しておくといふとどんどんエスカレートする傾向があり、同時に子どもの心身へのダメージも回復が難しくなっていく。虐待を減らすためには社会全体の変化が必要だといえるだろう。

2. 児童虐待への対処

2. 1 虐待の未然防止

虐待は放置しておくといふとどんどんエスカレートする傾向にあり、発覚した時には子どもに甚大なダメージが及んでいることも少なくない。最悪の結果を避けるためには早期発見・早期対応が絶対的に必要である。そのために私たちは虐待が決して珍しいことではないということをしっかりと認識しなければならないし、また時に命に関わる重大な問題であるということを理解しなければならない。虐待には様々な要因があるということは上記で述べたが、それらのストレスが虐待につながる前に、親への支援の手を差し伸べることが虐待を未然に防止するために必要となる。また、幼稚園や学校、病院等に虐待児の行動の傾向やその家族が示しがちな特徴を周知させ、児童相談所への通報を徹底させることが早期発見につながる。近所の家庭に疑問があれば虐待ではないかと疑い、児童相談所に通報するという思考回路を持ってもらう必要がある。

2. 1. 1 行政の取り組み

日本における子育て支援サービスには、保育サービスの他、各種相談事業や子育て支援短期利用事業（ショートステイなど）といったものがあるが、これらを利用するためには、自ら市役所などの相談支援機関に足を運ぶ必要がある。これが大きな弱点であるといわれている。子育てに行き詰まり自らを責め続けているような母親の多くは、積極的に相談したりサービスの利用を検討することに強い心理的抵抗感を持つ傾向がある。このため、母親自身から願い出がなくとも、必要と思われる場合は家庭を訪問しアドバイスをしたり、子育てや生活の相談に乗るといった支援が必要だ。国は2004年、「育児支援家庭訪問事業」を創設した。さらに2007年、「こんにちは赤ちゃん事業」として、親が孤立化してしまうのを防ぎ何でも相談できる環境を整えるために、生後4ヶ月の乳児のいるすべての家庭を訪問する取り組みを始めた。虐待の発声を未然に防止するには親からの相談を待つのではなく、必要な場合は行政側から支援を申し出ていくことが不可欠である。

また近年、保健所や民間の虐待防止団体などによるMCG（Mother&Child Group）活動も活発に行われるようになってきている。この活動は子育てに自信をなくしていたり、精神的に不安定な状態で子育てを行っている母親たちに集まってもらい、それぞれの辛い思いや経験などについてお互いが自由に話し合うことにより、自らの気付きと困難感の緩和を図るとともに、適切な支援機関につながるきっかけを作ろうとするものである。

2. 2 虐待の発見・通告

子ども虐待の対応は、発見、通告、調査、援助方針の決定、援助の実施、援助の終了という流れで行われる。児童虐待防止法では保育所などの児童福祉施設や学校、そこに働く保育者や教職員、その他児童福祉に関係の深い機関や職員などについて、虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し虐待の早期発見に努めなければならないと規定している。虐待の発見における大人の役割の重要さは学年が低いほど重いと見えるだろう。中学生であれば自分が虐待されていることを伝えられる子どもが多くなるが、年齢が低いほど自分で虐待の事実を伝えるのがむずかしい。そのため、低学年の児童の教職員ほど子どもの様子を注意深く観察することが必要だ。

虐待が疑われる子どもとその親には、定型的な特徴が見られることが多い。

被虐待児の示す特徴

- ・外傷
- ・発育不良
- ・身体や衣服の不潔
- ・表情が乏しい、笑わない、おどおどしている
- ・親子関係が確立していない
- ・過食

虐待をする親が示す特徴

- ・外傷がある場合説明が不適切
- ・子どもに対する拒否的な態度、親の所有物のような態度
- ・子どもとの関わりがすくない、抱いたりあやしたりしない
- ・育児に疲れている、いらいらして子どもにあたる
- ・厳しいしつけ、叱責

これらのような兆候が確認された場合、周りの人間は虐待を疑うべきである。「なんだか変だ」という直感を「気のせいだろう」で片付けず、児童相談所へ通告することが虐待の早期発見のために重要となる。虐待への対応は、すべての証拠が集まり虐待であることが確実になってからではなく、疑いを持った段階から始めなければならない。なぜなら、証拠をつかんだ段階ですでに虐待が進行し過ぎて手遅れであるということも少なくないからだ。虐待が疑われる場合、保育園や学校ではまずはよく話し合い共通の認識を持つことが重要だ。その上で緊急の対応が必要だと判断される場合ただちに児童相談所に通告する。また緊急でないと判断される場合であっても、児童相談所への通告や所管課への相談、医師への相談など外部の関係者への相談を行う。通告後の通告者の対応について、児童福祉法は通告を受けた児童相談所や市町村について、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員などの協力を得ながら速やかな安全確認に努める旨の規定を設けている。つまり、学校や保育所などは通告するだけでなく、通告した後も児童相談所などが行う安全確認に協力することとされている。

子どもから虐待を打ち明けられた場合、その子どもは打ち明けた教師を信頼しているといえるだろう。その場合、他の教員との情報を共有するという対処をとってしまうと、秘密が守られないという恐怖心を子どもが持ってしまう。子どもの安全を保障しながら、子どもの話しに十分耳を傾けることが大切で、子どもの気持ちを配慮したうえで話を聞く人数や人選を行い、子どもの了解を得ることが不可欠だ。

一方で虐待の事実を隠そうとする子どもも少なくない。虐待が疑われる兆候を示す子どもには、学校側はまず子どもを安心させ、子ども自身がリラックスできるような雰囲気を作り、担任や養護教諭など顔なじみで安心できる人が話をするというような配慮を行う必要がある。

通告にあたって、虐待でなかったらと躊躇すべきではない。虐待かどうかを判断するのは児童相談所である。通告は児童福祉法に定められた義務であり、通告者が明らかにされることはない。また、保護者に通告があった旨がただちに知らされるわけでもなく、虐待でなかった場合でも名誉棄損などの罪に問われることはない。

虐待の再発防止においても、保育園や学校は最も重要な役割を果たすことになる。児童相談所などの専門機関では、経過を観察するといっても日常的に家庭訪問を行うわけにはいかず月に2回程度が限界である。その点で保育園や学校は児童の様子を毎日観察することができ、表情の変化や外傷の有無を速やかに知ることができるからだ。

2. 2. 1 児童相談所

児童相談所とは児童福祉の第一線の行政機関であるとともに専門機関であり、児童福祉法により都道府県と指定都市に設置が義務付けられている。児童相談所は、かつては18歳未満の子どもに関する相談全般をうけていたが、2004年の児童福祉法の改正によって、市町村で対応が困難な事例に特化した取り組みを行う施設であることが明示された。

児童相談所には児童福祉司と呼ばれるソーシャルワーカー、児童心理司、精神科医などが常駐しており、子どもを一時的に保護できる一時保護所を併設している。保護所には保育士や児童指導員が勤務している。

児童相談所という機関がありながら、子どもの虐待死事件が後をたたない。この原因のひとつとして、児童相談所の不足、職員一人当たりの対応件数の多さが挙げられる。児童相談所は、国の通知により人口50万人に1ヶ所設置することとされているが、2008年現在では基準に達していない。職員（ソーシャルワーカー）一人当たり何件のケースを担当しているかという国際比較を行ったところ、日本37件、アメリカ12件、イギリス20件、韓国18件という結果がでた。（表2-2-1）日本の場合、格段に多くのケースを抱えているという結果である。このような状況の中で日本の児童相談所は多忙を極めている。また、児童相談所にどの程度の職員を配置するかという判断は自治体に任されており、児童福祉士の数には自治体間格差が大きくなっている。そうなるとう当然、サービスの質にも大きな差がでてくることになる。虐待への対応は時に命に関わる問題であるため、自治体によって救われる命、救えなかった命があるという事実があることは許されることではない。また、職員の精神的・肉体的負担感も相当なものとなっている現状がある。全国児童相談

所に勤務する児童福祉士を対象にアンケートを行いストレスの状況を分析したところ、半数以上が情緒的消耗感を感じており、7割以上が個人的達成感が低いと答えた。このことから児童福祉士の増員と待遇の改善は急務となっていることがいえるだろう。

2. 3 通告後

通告をうけた児童相談所はまず調査に入る。虐待が起きていると疑われる家庭に関する様々な情報をあつめるとともに、できるだけ早い段階で子どもの安全確認を行う。安全確認は子どもに直接会うことが原則となっている。親が子どもに直接会わせようとしない等の場合は、立ち入り調査を行うことができる。立ち入り調査を拒んだり、質問に対して嘘の回答をした場合は罰則が科せられる。施設等によって立ち入りを拒否した場合は、児童相談所は裁判所の許可を得て強制的に家に立ち入ることができる。

虐待の危険度が高い場合（子どもの生命や安全、健康を確保する必要のある場合）は、子どもを親元から離し施設などに入所させることになる。そのような場合、子どもはまず児童相談所の一時保護所に保護される。保護期間は2ヶ月以内であり、この期間に子どもの観察を行い援助方針が決定される。その後、親の同意を得て（親が同意しない場合は家庭裁判所の審判により）子どもを乳児院、児童養護施設などに入所させる。これらの手続きは、年長児であれば子どもの意向を確認しながら行われる。

子どもを保護する＝親子を分離するということは、虐待とは別の危険性があることにも留意しなければならない。例えば、子どもが親から見捨てられたと感じ、喪失体験から心の傷を負うことがある。またなじみのない環境に置かれることにより大きなストレスを感じる子どももいる。親の側でも、怒りや無力感、喪失感を感じて援助関係に障害をきたしたり、親子の再統合を困難にしてしまうこともある。

2. 3. 1 里親制度

2002年10月、専門里親制度が設けられた。里親は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認めるもの」と児童福祉法により定義されている。制度化されたのは2002年だが、日本の里親の歴史は古い。日本の登録里親数のピークは、意外なことに昭和30年代で、その数は2万世帯近くにのぼり、委託された児童の数は1万人近くいた。しかし、その後は減少の一途をたどり、制度化が決定した2002年には登録里親が7161世帯、委託児童が2517人にまで減っている。（図2-5-2）乳児院や児童養護施設に入所している子どもの数は約3万人であるので、里親委託されているのは1割にも満たないといえる。

里親は児童相談所や地域の関係者の理解、支援を受けながら子どもの養育にあたる。子どもの養育のためには、家庭的な温かな環境の中で特定の大人との安定した密度の高い関わりが大切だ。その意味で里親制度は広く一般に受け入れられるべき制度といえる。その他の里親制度のメリットとして、保護後の児童は児童保護施設入所のために転校せざるをえないケースがほとんどだが、近くに里親が見つかった場合子どもの転校という大きな負

担をなくせるといったメリットがある。一方デメリットも存在する。個別的であるがゆえに施設のように各種専門職員の連携や援助が期待しにくく、また子どもと里親の関係がうまくいかなかった場合双方に大きな傷が残ることになる。

里親になるには

里親になるにはまず児童相談所に申し込む。児童相談所は面接や家庭訪問を行い、里親希望者がどのような人であるかを調査する。そして、児童相談所としての意見を都道府県知事に提出する。都道府県知事は、里親としてふさわしい人であるかどうかの審査を依頼する。里親審議会から里親として適当であるとの返事があつてはじめて里親として登録することができる。里親の年齢は50代が最も多く、次いで40代となっている。一方委託児童の年齢は6歳未満が全体の7割以上を占めている。里親登録の申し込みの動機としては、子どもを育てたいから・児童福祉への理解から・養子を得たいためという各理由が約30%ずつとなっている。

里親を増やすために

前述のとおり、里親は極めて重要な制度であり、その委託促進が緊急の課題である。しかし、必要な場合に里子を児童養護施設等に預けてよい日数が7日のみといった細かな規定があり、里親になるのをためらってしまう要因となっている。

しかも現在の日本では里親制度はあまり知られていない。私も長らく、里親は離島や都市部からかなり離れた田舎の家庭で行われているにすぎない特殊な保護方法だと思っていた。虐待児童の増加と飽和状態である児童保護施設の現状からすると、里親制度の国を挙げての積極的な広報活動が必要だろう。

児童相談所の一時保護所や児童養護施設は飽和状態にあるのが現状であり、里親への期待は大きい。児童欧米には乳児院や児童養護施設にあたる施設はほとんどなく、保護された子どもはすぐに里親に委託される。しかし日本は先進国の中で例外的に施設中心体制をとっており、要保護児童のうち里親委託児は2004年時点で8%程度にとどまっている。

里親への支援

単なる経済的な養育困難だけでなく、虐待などで複雑困難な事情を抱える子どもが増える中、里親の支援体制の一層の強化がはかられるべきである。しかし、施設から里親へと委託された後の施設から里親へのサポートはほとんど行われていないという。2011年8月20日、東京都杉並区で里親の家庭で養育されていた3歳の女兒を虐待死させたとして、43歳の女性が逮捕された。その原因として、後述の児童相談所の余裕の無さが挙げられる。児童相談所は人出不足から虐待相談への初期対応などに追われ多忙を極めており、里親の支援にまで手が回らないのが現状だ。2011年の事件では、里親の家庭には実子もいたという。ただでさえ大変な子育てであるので、それに加えて里子となると難しいことも多かったのではないだろうか。もし児童相談所が積極的に相談にのっていたならば防ぐことができた事件かもしれない。

驚くべきことに、現在里親を対象とした研修制度は行われていない。様々な事情を持った子どもを養育する里親は、子どもへの理解や子どもへの接し方の技術の習得に向けて常

に研鑽を積む必要がある。そのため研修は極めて重要であることはいまでもないが、研修内容に関して国の基準は設けられておらず、各自治体や里親会に任せられている。2006年のアンケート調査では、新規登録里親への研修の実施状況は半数程度であり、実施日程も極めて短時間となっている。里親研修についてルール化を図るとともに、研修内容や方法に関するガイドラインを示すことが国に求められている。

2. 3. 2 自立援助ホーム

施設に保護された子どものうち、年齢が低い者は児童養護施設に入れられる。一方、15歳以上20歳までの、社会的養護を必要としながら児童養護施設など既存の社会的用語の施設を活用できない者は、自立援助ホームに入所することになる。ホームで生活しながら働き、将来自立するための準備をするための施設である。

ホームに入所した子どもへの支援の第一は、彼らがそこにたどりつくまでに負ったダメージを回復することである。入所者は入所後も様々な問題行動を引き起こす傾向があるため、スタッフはその行動の反社会性に対する指導を行うとともに、その行動の根底にある親や大人、社会に対する恨みや怒り、妬みを理解し、受け止めなければならない。スタッフは利用者とともに生活し、食事やあいさつ、世間話や相談、愚痴を聞くなどの日常生活を通じ、ホームを何があっても安心していられる場所として提供していく。それまでの人生で利用者が恵まれなかったであろう信頼できる大人との関係を構築することで、彼らの真の自立を促すのである。

自立支援ホーム生活者の様々な困難

原則的に、利用者は利用料として月額3~5万円を支払い、それによって住居と食事を保障される。つまり、就労し自らの収入によって利用料を支払いながら、将来の自立に必要な貯蓄をしなければならないのである。しかし就労することができるのは半数以下であるのが現状であり、そのうち正規雇用者は約2割程度となっている。したがって、全体の1割程度しか正規雇用についていないということになる。仕事内容は男女とも熟練を必要としない仕事が多くを占め、低賃金での就労を強いられている。

自立援助ホームの利用者には様々な困難が付きまとうことになる。就労するためには履歴書が必要になるが、履歴書には住所を書かなくてはならない。ホーム生活者の場合、雇用主になぜそこに住んでいるのか、誰とどのように生活しているのかというようなことをきちんと説明しなければならない。さらに、18歳未満での就労は保護者の同意が必要である。ホームは第一種社会福祉施設ではないので、ホーム長は親権代行者になれない。さらに、ホームの利用者は身分証明となる保険証や運転免許証も持っていないことがほとんどだ。携帯電話を持とうにも銀行口座の開設が必要で、銀行口座の開設には身分証が必要だ。携帯電話がないと、非正規雇用や派遣での仕事をする際にも支障がでてくる。このように何かをしようとする時、普通の家の子どものみであれば何の問題もないことが、ホームの子どもたちにはそのつど困難が付きまとうことになるのである。日本社会の中で、このような困難を抱える子どもがいるということを認識している大人がどれだけいるだろうか。

退所と自立

退所の記事を迎えた利用者は自立しなければならない。退所時に自立できる見通しが立つ者は4分の1程度である。しかし、そのような状態であってもホームを出なければならない。ホームは彼らが自立できる下地を十分に確保させることはできないのが現状だ。ホームに入所しても結局貧困の世代間連鎖から逃れられないのである。なぜこのようなことになるのだろうか。自立援助ホームは1997年に児童福祉法にその位置づけがなされてから全国各地に設立されてきた。しかし、その設立は大都市に偏在しており、全国一様に設立されているわけではない。自立支援ホームの設立を躊躇させる理由の一つに、運営費の問題がある。自立支援ホームのために国から支給される運営費は児童養護施設の3分の1程度しかない。それ以外は自治体独自の補助金を獲得するか、バザーなどで得る収益で賄うしかない。入所者の支援だけでなく、運営費確保のための活動は重い負担である。運営費の不足は人件費にしわ寄せされ、低賃金と労働条件の劣悪の中で、スタッフは身を犠牲にしてホームを支えているような現状である。そのため、入所者一人ひとりの希望する将来の進路と、そのために必要とする知識の習得などにかかる学費などの希望に応じてあげられず、自立して生きていくために必要な知識を身につけることなく出所させなければならない事態がおきているのである。虐待を受けた子どもに希望を与える場所であるべきホームのこのような状況は早急に改善されなければならないだろう。

3. 子どもへの影響

3. 1 身体面への影響

身体的虐待を受けたことによる外傷や内臓損傷のほか、虐待によって身体に障害をもつことになってしまう場合も珍しくない。そのほとんどが頭部外傷後遺症、次いで脳性麻痺となっている。

3. 2. 心理面への影響

虐待という過酷な体験は子どもの心にさまざまな障害をもたらす。睡眠障害、多動、悪夢、無感動、無気力など、虐待が子どもの心に及ぼす深刻な影響は測り知れない。

子どもは産まれた瞬間から周囲に対し様々な信号を送っている。泣くことによってサインを送り、周囲に世話をしてもらうことによって、周りの人間は信頼できる存在であるということを理解していく。ところが、いくらサインを送っても無視されたり暴力をふるわれたりすると子どもは人間を信頼できなくなり、その後の対人関係や生き方に深刻な影響がでてきてしまう。具体的には、いつも身構えていて親密な人間関係が築けない、誰彼なく異常に甘える、他人に共感できない、自分を肯定的に受け止めることができないなどの傾向が出てくる。

3. 3 行動面への影響

虐待は行動面へも深刻な影響をもたらすことが最近の研究で明らかになってきている。かんしゃく、パニック、破壊的行動、年少者や小動物への過度な攻撃、万引き、暴力的行為などの反社会的行動、リストカットなどの自傷行為、拒食や過食などである。虐待を受けた子どもは、虐待的な対人関係、攻撃的、挑発的な言動を示す傾向が強い。このために周囲の人はその子を理解できず、保護先の施設や里親でも再び虐待が発生してしまうことがある。これを「虐待的人間関係の再現傾向」という。

また、虐待に起因した攻撃性は必ずしも外に向かうものではない。不表出攻撃性、つまり秘めたる攻撃性の存在も知られてきている。2002～2003年、8か所の児童養護施設に入所している児童56人を対象に調査を行った。その結果、男子では17.9%、女子では44.4%に不表出攻撃性が認められた。表面に現れた攻撃性だけでなく秘めたる攻撃性にも目を向ける必要がある。

このように、虐待が子どもに及ぼす影響は、生命・身体への影響にとどまらない。むしろ虐待の深刻さは虐待環境から生じる様々な負の学びと、虐待のもたらす親子の情緒的な愛着上の問題が子どもの成長発達に重大な影響を与え、子どもにさまざまな情緒・行動上の問題を生じさせる点にある。愛着上の問題とは、子どもが親の愛情に疑問や不安を生じ、無条件に愛されている、大切にされているという実感を持ってないことをいう。この問題を抱えた子どもが学校という集団環境に入ってきたときに最も示しやすい問題行動が、落ち着きのなさである。愛着問題を抱える子どもは、その裏返しとして愛情要求が強まり、見捨てられるのではないかという不安を日常的に抱えているため、この行動によって教師や周囲の自分への関心を求めたり、見捨てられ不安の試し行動をしているのだ。問題行動や非行を繰り返すことによって、周りの人間からいつ存在を否定されるか、見捨てられるかを試す。これはこれまで受けてきた大人との関係を再現し、相手との距離を試そうとする行為である。このような行動を示す子どもはどうしても注意されたり、指導を受けることが多くなる。学力面でも授業に集中できず周囲に遅れをとってしまう。友人関係においても攻撃的・支配的であったり、逆に不自然に迎合的になる等不適切な言動で浮いてしまい居場所を失っていく可能性が高まる。その結果として自尊感情や自己肯定感、周囲の人間に対する基本的信頼感を低下させ、不信感を持つことになっていく。そして、その感情の高まりは必然的に教師の指導や注意への反発を生み、同様の環境が続くと攻撃性が出始める。その結果学校不適應につながっていつてしまう。また、これらの感情が外部でなく自分自身に向けられると、抑うつ症状や激しい気分変動、自傷行為に走ってしまうこともある。

子ども期に構築された自己評価と周囲への不信感は、大人になってからも人生において大きく作用し続ける。虐待という体験は一時の外傷やネグレクトを超えて、一生背負っていかねばならない心の傷なのである。

4. 児童虐待防止のために

4. 1 学校の役割の重要性と改善策

これまでの学校教育では、子どもの社会的自立を目的とした役割・機能は必ずしも明確に意識されてこなかったが、前述のとおり、家庭に十分な教育機能が期待できず、子どもを取り巻く環境が悪化している現代においては、学校が明確な目的意識を持ってより積極的に子どもの発達保障、社会的自立力を育てることを目的として教育を提供していく必要がある。しかし現在の日本の学校教育では、虐待や貧困から生じる子どもの不幸を増幅させる結果となっているのである。

各家庭の貧困を解決することは難しいが、学校教育に各家庭の経済格差を影響させない仕組み作りを行うことは可能ではないだろうか。そのためには、まず義務教育の実質的な無償化を行う必要がある。高校までの授業料は無償化されたが、公立の学校であってもかかってくる諸費用は家庭の状況によっては大きな負担となる。無償化を学校教育関係費全般に広げるべきであろう。給食費や修学旅行費等の学校教育関係諸費用の滞納が問題となっているが、仮に滞納があったとしても、別途予算措置を講じる等の対策で家庭の問題を子どもの教育の不利につなげるべきではない。現在、滞納がある場合は担任教師を通じて保護者に催促するという対応を行っているが、そのような行為は教師と保護者の関係を悪化させ家庭が抱える問題への支援を困難にするばかりか、学校と家庭の間に立つ子どもを辛い立場に置かせることになってしまう。それが自尊感情の低下や学校不信につながる恐れもある。

また、貧困家庭の子どもや被虐待児の学力の低さは進路を狭め、貧困の連鎖につながる大きな要因である。学習面で落ちこぼれた子どもは学校での居場所を失いやすくなるとともに教師の信頼も失い、自尊感情や自己肯定感の低下を招く。また、学習意欲が低下した子どもが増えることによってクラス全体の落ち着きがなくなり、授業への求心力や集中力が失われ、他の子どもたちにも悪影響を及ぼすことも懸念される。学校独自の子どもの学習意欲を低下させない取り組みや、学習面で落ちこぼれないための取り組みが必要だ。すべての取り組みを教職員が行うというわけではなく、他の専門職を取り込んだ柔軟な取り組みを行うことで総合的に支援を提供できる体制作りが必要である。

被虐待児が学校で示す問題行動によって、教師や友人との良好な関係が築けず、そのために自尊心の低下や自己肯定感の低下を自ら招き、周囲への不信感や見捨てられたという感情を募らせ、問題行動をエスカレートさせてしまうということは前述したが、このような事態を防ぐために、学校側は生徒指導において表面上の問題行動だけに注目するのではなく、その行動の背景や根本的な原因について考えていく必要がある。家庭環境や子どもの問題行動が持っている意味を理解し、正しい方向に導くための合理的な計画を立てる必要がある。このような生徒指導体制を確立するには、教職員の児童虐待についての深い理解と、校内チーム全体の整備が不可欠である。それに加え、教職員をサポートするための福祉や心理の専門家、医師や弁護士等によるネットワークの確立や関連機関の連携体制等

の整備が必要である。

4. 2 これからの支援のあり方

現在の日本の福祉制度、教育制度のもとでは、就学前まではさまざまな福祉的支援のシステムが存在するが、小学校入学と同時にそれらの支援の視点が断ち切られてしまう。例えば乳幼児の段階で保健士による継続訪問の対象になっていた家族も、子どもが小学校に入学してしまえばそのような支援は打ち切られる。また、幼稚園や保育所では養育不安などについてある程度気軽に保育士に相談できる環境にあるが、小学校となると難しいものがある。その結果、情緒不安定な子どもが不登校になってしまったり、問題行動に教師が適切な対応を出来ないことにより、問題がエスカレートしてしまうことが少なくない。支援が必要な家庭の子どもについては、単なる情報の引き継ぎだけではなく、家族が抱えている課題や困難さ、リスク、小学校入学後に予想される子どもの症状や保護者の反応、これまで子どもと家族に対しどのような対応を行ってきたかなど、詳細で細やかな引き継ぎを確実に行っていく縦の連携システムが必要だ。例えば市町村ネットワークや要保護児童対策地域協議会を利用することが、個人情報保護の問題をクリアする上でも効果的だと考えられる。定期的開催される協議会の会議において、ネットワークに登録されている子どものうち、小学校入学が予定されているすべての子どもについて、保育所、幼稚園、保険センター等から教育委員会に対し基本的な情報の提供を行い、その上で教育委員会とネットワーク事務局のコーディネートにより保育所等の担当者と学校の教職員が参加した連携ケース会議を開催し、詳細な情報の引き継ぎを行っていくという方法が有効だ。

おわりに

私が小中学生だった時を振り返ってみると、虐待が疑われるクラスメイトが何人かいたように思う。その中の一人である小学校の同級生の少年は、両親が離婚し、母親が再婚したため継父と同じ家で生活していた。明るく活発な少年であったが、継父に「サル」と呼ばれ、現時点の学力では絶対に解けないような図形の問題を無理やり教えられていたようだ。その少年の継父からの呼び名を担任が知った時に私は偶然近くにいたが、担任は特に気にしていないようだった。そして当時の私もまた特に気にとめることはなかったと記憶している。その少年は確かに活発でいつも明るくサルのような少年ではあったが、今回児童虐待について知ってから改めて考えると、彼の家庭では虐待に近いことが行われていたかもしれないと思う。

児童虐待が事件となって報道される時、なぜ我が子を虐待なんてできるのだろうか、かわいそう、信じられない。人々はそんな感想を持つだろう。しかしそれは自分とは関係のない世界の出来事。数分後にはぼんやりとした記憶となってやがて忘れ去られてしまうのではないだろうか。しかし、その捉え方こそ虐待を容認する社会が形成される一助となっていることに私たちは気付かなければならない。児童虐待の発生は常に社会と密接に関わ

り、その発見もまた地域社会のすべての人々の目にかかっている。私たちは虐待が決して珍しいことではないということをしかりと認識し、また時に命に関わる重大な問題になりうるということを忘れてはならない。

参考文献

- | | | |
|-----------|------|-------------------------------|
| 西澤哲 | 2010 | 『子ども虐待』講談社新書 |
| 金山美和子 | 2010 | 『地方発・みんなでつくる子育て支援』子どもの未来社 |
| 新田祥子 | 2010 | 『うんざりな人間関係がグングンよくなる本』明日香出版社 |
| 宮田雄吾 | 2010 | 『「生存者」と呼ばれる子どもたち』角川書店 |
| 徳永雅子 | 2007 | 『子ども虐待の予防とネットワーク』中央法規出版 |
| 大日向雅美 | 2007 | 『子どもを愛せなくなる母親の心がわかる本』講談社 |
| 川崎二三彦 | 2006 | 『児童虐待—現場からの提言』岩波新書 |
| 阿部聡 | 2006 | 『「イライラ脳」の人たち』光文社 |
| 廣中邦充 | 2006 | 『見えない虐待』生活人新書 |
| 渡辺寛 | 2004 | 『子育て未来地図』論創社 |
| 才村純 | 2004 | 『ぼくをたすけて—子どもを虐待から守るために』中央法規出版 |
| 小木曾宏 | 2003 | 『Q&A 子ども虐待を知るための基礎知識』明石書店 |
| 森田ゆり | 2003 | 『しつけと体罰』童話館出版 |
| 編集委員会 | 2003 | 『子どもが語る施設の暮らし2』明石書店 |
| 町沢静夫 | 2002 | 『知らず知らず子どもを傷つける親』海竜社 |
| 毎日新聞児童取材班 | 2002 | 『殺さないで—児童虐待という犯罪』中央法規出版 |
| 庄司順一 | 2001 | 『子ども虐待の理解と対応』フレーベル館 |
| 岸和田かおり | 2000 | 『保育サービス再考』朱鷺書房 |
| 関根正明 | 1997 | 『子どもを比べてイライラするとき』学陽出版 |